



労働者に犠牲を強いる 経営陣は退陣を

ルネサスエレクトロニクスは4月1日に開催した取締役会で、代表取締役会長兼CEO（最高経営責任者）である作田久男氏が2015年6月の定時株主総会で退任すること、後任には元日本オラル社長兼CEOの遠藤隆雄氏を迎えることを決めました。鶴丸哲哉社長は、留任する予定です。

作田氏の退任は、職場の声

経済産業省（産業革新機構）から送り込まれてきた作田氏は、2013年6月に会長兼CEOに着任以降、労働者に犠牲を強いる「変革プラン」に暴走してきました。

1万4000人を超える人員削減、6000人の広域配転、地方工場の売却・閉鎖、労働条件の大改悪などなど、雇用と地域経済を破壊するリストを強行し、雇用対策法、労働契約承継法、育児・介護休業法を順守しないで、退職強要などの違法行為を繰り返しました。ルネサスが強行した無法の数々は、日本共産党の国会議員から幾度となく国会で追求されてきました。

職場では「産業革新機構から送り込まれた経営陣がルネサスを破壊している。将来展望がまったく見えない」「人員削減の計画だけで、事業戦略がない」「賃金の減給分を元に戻せ」などの批判と怒りの声が高まり、「経営陣の退陣を求めてストライキを」の声さえ出されていました。

作田氏の退任は、労働者の人心が離れた経営者がたどる当然の結果です。「新経営陣」は、職場の声を真摯に受けとめて、今後の施策に生かすべきです。

人減らしと事業破壊の「構造改革」は中止を

ルネサスは、「生産構造改革」を名目にして、2017年3月期末までに国内8工場の閉鎖や大幅縮小により、1200人の人員削減を計画しています。ルネサスは、人減らしと事業破壊の「生産構造改革」は中止すべきです。

いま、ルネサスに求められていることは、作田氏の退任を機に、労働者犠牲の施策から労働者を大切にする施策への転換です。ルネサスで働く人たちが希望の持てる事業戦略を策定し、大リストラで毀損した職場を立て直し、全社一丸となって事業を遂行することです。

「これ以上の人減らしリストラは止めよ」「事業を破壊する『生産構造改革』は中止せよ」「ルネサスは雇用と地域経済を守り、企業の社会的責任を果たせ」の声を職場内外で高めましょう。

- | |
|---------------------------------------|
| 産業革新機構が主導する経営陣 |
| ・代表取締役会長兼CEO
作田 久男：元オムロン取締役会長 |
| ・代表取締役社長兼COO
鶴丸 哲哉：元ルネサステクノロジー執行役員 |
| ・取締役執行役員常務兼CFO
柴田 英利：元産業革新機構執行役員 |
| ・社外取締役
朝倉 陽保：産業革新機構専務取締役兼COO |
| ・社外取締役
豊田 哲朗：産業革新機構専務執行役員MD |

ひとりでも入れる労働組合
電機・情報ユニオンに相談を

電機・情報ユニオン本部

〒105-0004 東京都港区新橋4-24-3エムエフ新橋601

Tel&Fax: 03-6450-1777

Email: denkiunion@gmail.com

URL (<http://www.denki-joho.jp/>)

ルネサス懇

ルネサス関連労働者懇談会 2015年5月 No.30

E-Mail: renesaskon@gmail.com

Web: <http://www.renesaskon.net/>

住所: 〒105-0004 東京都港区新橋4丁目24-3

エムエフ新橋601号 電機労働者懇談会気付

TEL & FAX: 03-6540-1777

女性労働者を武蔵勤務に戻す

昨年10月から、高崎事業所への配転を強要されていた女性労働者を、4月13日から元の勤務先の武蔵事業所(東京都小平市)に戻すことができました。

女性は、小平市の自宅から新幹線を使い片道2時間40分もの通勤を強いられ、最寄り駅まで30分歩くなどの負担で両膝を痛み、1月末から自宅療養しながら「元の職場に戻してほしい」と訴えていました。

この間、女性労働者は、電機・情報ユニオンの支援を受けながら、武蔵事業所での勤務を求める働きかけを東京労働局、厚労省、国会に粘り強く行ってきました。東京労働局は、育児・介護休業法第26条に基づいて高崎配転を撤回するよう、4回にわたる指導・助言をルネサスに行いました。

電機・情報ユニオンは、門前宣伝や団体交渉を重ねて支援を強め、日本共産党の小池晃参院議員は国会で追及しました。さらに、この女性らが雇用承継手続きに問題があったと異議を申し立て、会社との協議が続いていました。



3月30日、経済産業書前での宣伝
全労連、東京地評、電機・情報ユニオンの共同行動

ただちに武蔵勤務に戻せ

女性は「元の職場に戻れて本当にうれしい。支えてくださった方々に感謝します。会社は従業員一人ひとりを大事にしてほしい」と話します。

電機・情報ユニオンの米田徳治中央執行委員長は、「武蔵勤務に戻れたことは、本人のがんばりの賜物。がんばりに応えた職場のたたかい、国会でのたたかいで勝ち取ったものだ」と強調。「東京労働局に訴えたもう一人の女性、高速道路を使って片道3時間半の通勤を続ける女性も、一日も早く元の武蔵勤務に戻すべきだ」と訴えています。

「ルネサスは、東京労働局の指導に従がって、一日も早く武蔵に戻せ」の声を職場内外で高め、もう一人の女性も「武蔵事業所で、普通に働ける」ことを実現させましょう。

職場には、育児や介護のために長時間通勤を強いられている人や単身赴任の人も少なくないでしょう。「育児・介護休業法第26条に則って、配転の見直しを」の要求を出していきましょう。

附則第5条に基づく協議が始まる

会社分割・承継の附則第5条に基づいての会社との協議が4月2日から始まりました(詳細は、前号ルネサス懇ビラ29号をHPでご参照ください)。

協議の中で、5人の申出人は、自らの要望と要求を会社に伝えるとともに、今回の分割・承継に関する疑問や不安なことを問い質しています。

会社との「協議」を希望される方は、電機・情報ユニオンにお気軽にお尋ね・ご相談ください。

川崎合同法律事務所のルネサス法律相談

連絡先：電話044-211-0121 藤田 温久弁護士、川岸 卓哉弁護士
メール kawagishi@kawagou.org

相談は無料です。困ったら、一人で悩まずに、まずは相談を

